

八大疾病保障付団体信用生命保険のご案内

この保険は、当金庫の住宅ローンをご利用される方を被保険者とした保険契約で、保険期間中に死亡・高度障害状態に加え、「がん(悪性新生物)」「急性心筋梗塞」「脳卒中」と診断された場合または5つの重度疾病(「糖尿病」「高血圧性疾患」「慢性腎不全」「肝疾患」「慢性膵炎」)により長期入院された場合で、所定のお支払い事由に該当する場合に保険金が当金庫に支払われます。	
八大疾病保障付団体信用生命保険の概要	
対象住宅ローン	当金庫の住宅ローン
ご利用いただける方	対象住宅ローンを新規に借入れする方で、借入時の年齢が満20歳以上満41歳未満の方。 (保険会社が加入を承諾した方) 最終返済時の年齢が満80歳未満の方
ご融資金額	1億円以内 ※保険金額が4,000万円を超える場合は、専用の診断書が必要となります。
ご融資利率	店頭表示金利+0.30%
保険金お支払いについて	死亡保険金は、保険期間中に死亡されたときに保険金が当金庫に支払われます。 責任開始日以降の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに保険金が当金庫に支払われます。 がん診断保険金は、お客さま(被保険者)がこの特約の責任開始日以後、保険期間中に悪性新生物に生まれてはじめて罹患し、医師による病理組織学的所見により悪性新生物であると診断確定されたときに保険金が当金庫に支払われます。 死亡・高度障害における保険契約の責任開始日は融資実行日となりますが、「がん診断保険金特約」部分の責任開始日は融資実行日から91日目以降となります。 「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、がん診断保険金のお支払い対象とはなりません。 急性心筋梗塞診断保険金は、お客さま(被保険者)がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診断を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたときまたはその疾病の治療を目的として病院または診療所において手術を受けたときに保険金が当金庫に支払われます。 脳卒中診断保険金は、お客さま(被保険者)がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたときまたはその疾病の治療を目的として病院または診療所において手術を受けたときに保険金が当金庫に支払われます。 重度疾病長期入院保険金は、お客さま(被保険者)が次の全てを満たす入院をし、その入院日数が継続して180日以上となるとき保険金が当金庫に支払われます。 1. この特約のお客さま(被保険者)の責任開始日以後に発病した重度疾病を直接の原因とする保険期間中の入院であること 2. 治療を目的とした入院であること 3. 病院または診療所の入院であること ※詳しくは、「被保険者のしおり・申込書兼告知書」をご確認ください。
団体信用生命保険 引受保険会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社 お問い合わせ先 団体保険業務グループ 0120-101-976(月～金曜日9:00～17:00 祝休日・年末年始を除く)
その他	ローンのお申込に際しましては、当金庫および保証会社の審査がございます。審査の結果により、お申込をお断りする場合がございますので、ご了承ください。 ここでの保険に関するご説明は、住宅ローンの便宜のために行っています。いわゆる保険募集のためではございません。